

在宅医療・介護連携の推進について

東月県より説明あり

○ 在宅医療と介護の連携推進については、これまでの医政局施策である在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療連携推進事業（平成25年度～）の成果を踏まえ、今回の制度改正において、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけ、全国的に取り組むこととしたところ。

○ 具体的には、先般の通常国会において成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として新たに在宅医療・介護連携推進事業を創設し、市区町村が主体となって、取り組むこととした。

長期の施設
が多い

介護
と

介護
と

包括的支援事業？に国会

○ また、包括的支援事業を委託する場合、従来は事業の全てにつき一括して行うことと規定されているが、医療に係る専門的な知識及び経験が必要である業務の趣旨に鑑み、在宅医療・介護連携推進事業については、これらを適切に実施できる事業体に、他の事業とは別に委託できる仕組みとしている。

○ 在宅医療・介護連携事業のより詳細な事業内容や委託に係る手続き等の詳細については、今後、可能な限り早期に情報提供を行う予定であるが、現時点での考え方は以下の通りであり、各市区町村におかれては、都道府県・保健所等の技術的支援を得つつ、これらを踏まえた可能な限りの準備に着手して頂きたい。

（1）在宅医療・介護連携推進事業の目的

在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とする。

介護保険の対応者は

（2）在宅医療・介護連携推進事業の内容

急救対応も考える必要がある

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

（ウ）在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

（エ）在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

(オ) 在宅医療・介護関係者の研修

(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

(キ) 地域住民への普及啓発

(ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連携

(3) 留意事項

○ 原則として全ての事業項目を実施することとするが、事業の内容によっては、医療に係る専門的な知識及び経験が必要とされる取組があることから、事業の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託
することができる。